

# 上田市地域防災計画 風水害対策編

## 主な修正点に係る修正（案） 新旧対照表

平成27年3月19日

上田市防災会議

頁	修正案	現行
P71	<p style="text-align: center;"><b>第25節 土砂災害等の災害予防計画</b> (健康福祉部、農林部、都市建設部)</p> <p>第1 基本方針 市は、その地形・地質から土砂災害等が発生する危険がある場所を多く抱えており、風水害に起因する土砂崩壊、地すべり等による被災が懸念される。 これら土砂災害を防止するため、市、県、国等関係機関が中心となり危険箇所を把握し、総合的かつ長期的な対策を講ずる。 特に近年要配慮者利用施設が土砂災害により被災し、多数の犠牲者が出た事例もあり、これらの施設が所在する土砂災害警戒区域等については、特に万全の対策が必要とされる。 また近年土砂災害のおそれのある区域への宅地開発が進行する中で、開発区域が土砂災害を受ける事例が見受けられる。このような土砂災害を防止するため、土砂災害のおそれのある区域への宅地開発を抑制し、また土砂災害のおそれのある区域からの住宅移転希望者を支援していく。</p> <p>第2 主な取組み 1 土砂災害等の危険箇所を的確に把握し、防災上の観点からそれら箇所の土地に法律に基づく指定を行い、開発行為の制限や有害行為の防止、防災工事を強力に推進するとともに、適切な警戒避難体制の整備を実施し、住民への周知を図る。 <u>2 土砂災害警戒区域等には原則として要配慮者利用施設の新築等を行わないものとする。地域の状況等特別な理由があり、やむを得ず新築等行う場合は、土砂災害に備えた警戒避難体制を構築する。</u> 3 要配慮者利用施設が所在する土砂災害警戒区域及び土砂災害危険箇所等について防災対策を推進する。 4 土砂災害のおそれのある区域を土砂災害警戒区域、著しい危害が生じるおそれのある区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。</p> <p>第3 計画の内容 1 地すべり対策 <u>(1) 防災パトロール等、情報の収集、気象警報・注意報等の伝達、周知方法等について定めるものとする。</u> <u>(2) 土砂災害警戒区域ごとの特色を踏まえた土砂災害に関する情報の伝達方法、土砂災害のおそれのある場合の避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項及び円滑な警戒避難に必要な情報を住民に周</u></p>	<p style="text-align: center;"><b>第25節 土砂災害等の災害予防計画</b> (健康福祉部、農林部、都市建設部)</p> <p>第1 基本方針 市は、その地形・地質から土砂災害等が発生する危険がある場所を多く抱えており、風水害に起因する土砂崩壊、地すべり等による被災が懸念される。 これら土砂災害を防止するため、市、県、国等関係機関が中心となり危険箇所を把握し、総合的かつ長期的な対策を講ずる。 特に近年要配慮者利用施設が土砂災害により被災し、多数の犠牲者が出た事例もあり、これらの施設が所在する土砂災害警戒区域等については、特に万全の対策が必要とされる。 また近年土砂災害のおそれのある区域への宅地開発が進行する中で、開発区域が土砂災害を受ける事例が見受けられる。このような土砂災害を防止するため、土砂災害のおそれのある区域への宅地開発を抑制し、また土砂災害のおそれのある区域からの住宅移転希望者を支援していく。</p> <p>第2 主な取組み 1 土砂災害等の危険箇所を的確に把握し、防災上の観点からそれら箇所の土地に法律に基づく指定を行い、開発行為の制限や有害行為の防止、防災工事を強力に推進するとともに、適切な警戒避難体制の整備を実施し、住民への周知を図る。 2 要配慮者利用施設が所在する土砂災害警戒区域及び土砂災害危険箇所等について防災対策を推進する。 3 土砂災害のおそれのある区域を土砂災害警戒区域、著しい危害が生じるおそれのある区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。</p> <p>第3 計画の内容 1 地すべり対策 土砂災害警戒区域ごとの特色を踏まえた土砂災害に関する情報の伝達方法、土砂災害のおそれのある場合の避難地に関する事項及び円滑な警戒避難に必要な情報を住民に周知させるため、これらの事項を記載した災害ハザードマップ等を配布しその他必要な措置を講じる。<u>また、地すべり危険箇所を住民に周知するものとする。</u></p>

<p>P 7 1</p>	<p>知らせるため、これらの事項を記載した災害ハザードマップ等を配布しその他必要な措置を講じる。</p> <p><u>(3) 地すべり災害の発生するおそれがある場合等に迅速かつ適切な避難準備情報、避難勧告又は指示を行えるような具体的な基準及び伝達方法等について避難計画を確立するものとする。</u></p> <p><u>(4) 住民は、ハザードマップ等についての知識を深めるとともに、避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路の確認をしておくものとする。</u></p> <p>2 土石流対策</p> <p><u>(1) 防災パトロール等、情報の収集、気象警報・注意報等の伝達、周知方法等について定めるものとする。</u></p> <p><u>(2) 土砂災害警戒区域ごとの特色を踏まえた土砂災害に関する情報の伝達方法、土砂災害のおそれのある場合の避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項及び円滑な警戒避難に必要な情報を住民に周知させるため、これらの事項を記載した災害ハザードマップ等を配布しその他必要な措置を講じる。</u></p> <p><u>(3) 土石流災害の発生するおそれがある場合等に迅速かつ適切な避難準備情報、避難勧告又は指示を行えるような具体的な基準及び伝達方法等について避難計画を確立するものとする。</u></p> <p><u>(4) 住民は、ハザードマップ等についての知識を深めるとともに、避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路の確認をしておくものとする。</u></p> <p>3 急傾斜地崩壊対策</p> <p>(1) 防災パトロール等、情報の収集、気象警報・注意報等の伝達、周知方法等について定めるものとする。</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域ごとの特色を踏まえた土砂災害に関する情報の伝達方法、土砂災害のおそれのある場合の避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項及び円滑な警戒避難に必要な情報を住民に周知させるため、これらの事項を記載した災害ハザードマップ等を配布し、その他必要な措置を講じる。</p> <p>(3) がけ崩れ災害の発生するおそれがある場合等に迅速かつ適切な避難勧告または指示を行えるような具体的な基準及び伝達方法等について避難計画を確立するものとする。</p> <p><u>(4) 農業用排水路について危険箇所を調査し、「土砂崩壊危険箇所台帳」を整備するものとする。</u></p> <p><u>(5) 住民は、ハザードマップ等についての知識を深めるとともに、避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路の確認をしておくものとする。</u></p>	<p>2 土石流対策</p> <p>土砂災害警戒区域ごとの特色を踏まえた土砂災害に関する情報の伝達方法、土砂災害のおそれのある場合の避難地に関する事項及び円滑な警戒避難に必要な情報を住民に周知させるため、これらの事項を記載した災害ハザードマップ等を配布しその他必要な措置を講じる。<u>また、土石流危険渓流を住民に周知するものとする。</u></p> <p>3 急傾斜地崩壊対策</p> <p>(1) 防災パトロール等、情報の収集、気象警報・注意報等の伝達、周知方法等について定めるものとする。</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域ごとの特色を踏まえた土砂災害に関する情報の伝達方法、土砂災害のおそれのある場合の避難地に関する事項及び円滑な警戒避難に必要な情報を住民に周知させるため、これらの事項を記載した災害ハザードマップ等を配布し、その他必要な措置を講じる。<u>また、急傾斜地崩壊危険箇所を住民に周知するものとする。</u></p> <p>(3) がけ崩れ災害の発生するおそれがある場合等に迅速かつ適切な避難勧告または指示を行えるような基準及び伝達方法等について避難計画を確立するものとする。</p> <p><u>(4) 避難のための立ち退きの万全を図るため避難場所、経路及び心得等をあらかじめ住民に周知する。</u></p> <p>(5) 農業用排水路について危険箇所を調査し、「土砂崩壊危険箇所台帳」を整備するものとする。</p>
--------------	--	---

P 7 2	<p>4 泥流対策  <u>(1) 危険区域等について住民に周知するとともに警戒避難体制の確立を図るものとする。</u>  <u>(2) 住民は、ハザードマップ等についての知識を深めるとともに、避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路の確認をしておくものとする。</u></p> <p>5 要配慮者利用施設が所在する土砂災害警戒区域及び土砂災害危険箇所等対策  <u>(1) 災害ハザードマップ等の配布や避難訓練等の機会を通じて住民に対して土砂災害警戒区域等の周知を図っていくものとする。</u>  <u>(2) 土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設については、利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、その名称・所在地及び、土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達に関する事項について、地域防災計画に定めておくものとする。</u></p> <p>6 土砂災害警戒区域の対策  <u>(1) 市は、住民へ土砂災害警戒区域等を周知し、情報伝達体制を整備する。また、土砂災害警戒区域等における円滑な警戒避難体制の整備に努めるものとする。</u>  <u>(2) 土砂災害特別警戒区域については、以下の措置を講ずるものとする。</u>  ア 建築基準法に基づく建築物の構造規制  イ 勧告による移転者または移転を希望する者への建物除却等費、建物助成費による支援及び相談窓口の確保  <u>(3) 土砂災害警戒区域については、以下の措置を講ずるものとする。</u>  ア 地域防災計画において、土砂災害警戒区域ごとに以下の事項について定める。  <u>(ア) 土砂災害に関する情報及び気象警報等の伝達方法</u>  <u>(イ) 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路</u>  <u>(ウ) 土砂災害に係る避難訓練に関する事項</u>  <u>(エ) 警戒区域内に、社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設の名称及び所在地</u>  <u>(オ) 要配慮者利用施設及び学校への土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達に関する事項</u>  <u>(カ) 救助に関する事項</u>  <u>(キ) その他警戒避難に関する事項</u>  イ 土砂災害警戒区域ごとに警戒避難に関するうえで必要な事項を記載した災害ハザードマップ等を作成し、住民等に周知する。  <u>(4) やむを得ず土砂災害警戒区域等に要配慮者利用施設を新築等行う場合は、施設設置者に対して構築等に助言を行う。</u></p>	<p>4 泥流対策  危険区域等について住民に周知するとともに警戒避難体制の確立を図るものとする。</p> <p>5 要配慮者利用施設が所在する土砂災害警戒区域及び土砂災害危険箇所等対策  災害ハザードマップ等の配布や研修会等の機会を通じて住民に対して土砂災害警戒区域等の周知を図っていくものとする。</p> <p>6 土砂災害警戒区域の対策  <u>(1) 土砂災害特別警戒区域については、以下の措置を講ずるものとする。</u>  ア 建築基準法に基づく建築物の構造規制  イ 勧告による移転者または移転を希望する者への建物除却等費、建物助成費による支援及び相談窓口の確保  <u>(2) 土砂災害警戒区域については、以下の措置を講ずるものとする。</u>  ア 区域ごとに情報伝達、予警報の発令・伝達、避難、救助その他必要な事項を記載した災害ハザードマップ等を作成し、それらを住民に周知する。  イ 土砂災害警戒区域内に要配慮者が利用する施設がある場合には、当該施設の利用者の円滑な警戒避難が行われるよう土砂災害に関する情報等の伝達方法を定めるものとする。</p>
-------	--	--

P 7 2	<p><u>(5) 住民は、平時より土砂災害の前兆現象に注意を払い、前兆現象を確認した時は、遅滞なく市、警察等へ連絡する。また、土砂災害警戒区域等及び土砂災害危険箇所、避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路について把握しておくなど、日ごろから土砂災害関連情報を収集する。更に土砂災害警戒情報発表に伴いその内容を理解し自主避難等、避難行動ができるように努めるものとする。</u></p> <p><u>(6) 土砂災害警戒区域等には原則として要配慮者利用施設の新築は行わないものとする。やむを得ず新築等行う場合は、警戒避難体制等に関する事項について県、指定行政機関及び指定地方行政機関に助言を求めるものとする。</u></p>	
-------	---	--

頁	修正案	現行
P 7 5	<p style="text-align: center;"><b>第28節 道路及び橋梁災害予防計画</b> (都市建設部、関係機関)</p> <p>第1 基本方針 風水害で生じる道路及び橋梁の機能障害が災害応急対策活動等に妨げにならないよう、風水害に強い道路及び橋梁づくりを行う必要がある。また、道路及び橋梁の基幹的な交通確保の整備にあたってはネットワークを充実させ、風水害に対する安全性の確保を図る。機能に重大な支障が生じた場合は、代替性の確保及び応急対策により機能の確保を行なう。被災後の応急活動及び復旧活動に関し、各関係機関において相互応援の協定を締結し平常時より連携を強化しておく。</p> <p>第2 主な取組み 1 道路及び橋梁の風水害に対する安全性を確保する。 2 被災後の応急活動及び復旧活動に関し、関係団体との協力体制を整えておく。 3 危険防止のための事前規制を行う。</p> <p>第3 計画の内容 1 道路及び橋梁の風水害に対する整備 それぞれの施設整備計画により風水害に対する安全性に配慮し、整備を行うものとする。 2 関係団体との協力体制の整備 <u>(1) 地域防災計画等の定めるところにより関係機関との協力体制を整備するものとする。</u> <u>(2) 災害時の道路規制情報等について、各道路管理者、関係機関及び県が情報共有できる体制の整備に努める。</u> 3 危険防止のための事前規制 <u>(1) 道路管理者並びに警察等は相互に連携し、気象・水象情報、道路情報等を迅速に収集し、道路の通行に危険が認められる場合は、通行規制を実施する。</u> <u>(2) 災害時の道路規制情報等について、各道路管理者、関係機関及び県が情報共有できる体制の整備に努める。</u> 4 道と川の駅の機能付加の推進 道路管理者と連携し、道と川の駅の防災機能の付加を推進し、災害情報の受発信、防災倉庫への備蓄品の充実を図り、運転者や帰宅困難者への一時避難場所としての利用及び救援車両の待機場所としての機能の充実を図る。</p>	<p style="text-align: center;"><b>第28節 道路及び橋梁災害予防計画</b> (都市建設部、関係機関)</p> <p>第1 基本方針 風水害で生じる道路及び橋梁の機能障害が災害応急対策活動等に妨げにならないよう、風水害に強い道路及び橋梁づくりを行う必要がある。また、道路及び橋梁の基幹的な交通確保の整備にあたってはネットワークを充実させ、風水害に対する安全性の確保を図る。機能に重大な支障が生じた場合は、代替性の確保及び応急対策により機能の確保を行なう。被災後の応急活動及び復旧活動に関し、各関係機関において相互応援の協定を締結し平常時より連携を強化しておく。</p> <p>第2 主な取組み 1 道路及び橋梁の風水害に対する安全性を確保する。 2 被災後の応急活動及び復旧活動に関し、関係団体との協力体制を整えておく。 3 危険防止のための事前規制を行う。</p> <p>第3 計画の内容 1 道路及び橋梁の風水害に対する整備 それぞれの施設整備計画により風水害に対する安全性に配慮し、整備を行うものとする。 2 関係団体との協力体制の整備 地域防災計画等の定めるところにより関係機関との協力体制を整備するものとする。 3 危険防止のための事前規制 道路管理者並びに警察等は相互に連携し、気象・水象情報、道路情報等を迅速に収集し、道路の通行に危険が認められる場合は、通行規制を実施する。 4 道と川の駅の機能付加の推進 道路管理者と連携し、道と川の駅の防災機能の付加を推進し、災害情報の受発信、防災倉庫への備蓄品の充実を図り、運転者や帰宅困難者への一時避難場所としての利用及び救援車両の待機場所としての機能の充実を図る。</p>

頁	修正案	現行
P 9 8	<p style="text-align: center;"><b>第1節 災害直前活動</b> (全部局)</p> <p>第1 基本方針 風水害については、災害発生の危険性のある程度は予測することが可能であり、被害を軽減するためには、気象警報・注意報等の住民に対する伝達、迅速な避難誘導等、災害の未然防止活動等の災害発生直前の活動が極めて重要である。特に、避難行動要支援者が迅速に避難できるよう対策を行うことが必要である。</p> <p>第2 主な活動 1 気象に関する情報を迅速かつ適切に住民に対して伝達する。 2 住民に対して適切な避難誘導を実施する。 3 災害を未然に防止するための活動を実施する。</p> <p>第3 活動の内容 1 警報等の住民に対する伝達活動 (1) 基本方針 気象警報・注意報等を迅速かつ適切に伝達することは、災害発生直前に適切な行動をし、人的、物的被害を回避するためにも重要である。 関係機関は、「警報等伝達系統図」により気象警報・注意報・水位情報・土砂災害警戒情報等の伝達活動を行う。 (2) 特別警報発表時の対応(住民等への周知の措置) 県、消防庁、<u>東日本電信電話(株)</u>から特別警報の発表又は解除の通知を受けた場合又は自ら知ったときは、直ちにその内容を住民、滞在者、所管の官公署に周知する措置を行うものとする。 なお周知に当たっては、防災行政無線、広報車、携帯端末の緊急速報メール機能、ソーシャルメディア、ワンセグ放送等あらゆる広報手段を通じて、迅速かつ的確に行うよう努めるものとする。 (3) 特別警報以外の気象警報等発表時の対応 ア 各機関から通知を受けた気象警報・注意報等及び指示事項を速やかに周知徹底する。また放送等により気象状況を常に把握し、気象警報・注意報等の補填に努めるものとする。 イ 市において住民から災害発生のおそれのある異常現象の通報を受けた時は、その旨を速やかに関係機関に伝達するものとする。 <u>(4) 土砂災害警戒情報発表時の対応</u> <u>県から土砂災害警戒情報発表・解除の通知を受けたときは、その情報を住民等へ伝達し、速やかな避難行動へつなげるよう努めるものとする。</u></p>	<p style="text-align: center;"><b>第1節 災害直前活動</b> (全部局)</p> <p>第1 基本方針 風水害については、災害発生の危険性のある程度は予測することが可能であり、被害を軽減するためには、気象警報・注意報等の住民に対する伝達、迅速な避難誘導等、災害の未然防止活動等の災害発生直前の活動が極めて重要である。特に、避難行動要支援者が迅速に避難できるよう対策を行うことが必要である。</p> <p>第2 主な活動 1 気象に関する情報を迅速かつ適切に住民に対して伝達する。 2 住民に対して適切な避難誘導を実施する。 3 災害を未然に防止するための活動を実施する。</p> <p>第3 活動の内容 1 警報等の住民に対する伝達活動 (1) 基本方針 気象警報・注意報等を迅速かつ適切に伝達することは、災害発生直前に適切な行動をし、人的、物的被害を回避するためにも重要である。 関係機関は、「警報等伝達系統図」により気象警報・注意報・水位情報・土砂災害警戒情報等の伝達活動を行う。 (2) 特別警報発表時の対応(住民等への周知の措置) 県、消防庁、<u>N T T</u>から特別警報の発表又は解除の通知を受けた場合又は自ら知ったときは、直ちにその内容を住民、滞在者、所管の官公署に周知する措置を行うものとする なお周知に当たっては、防災行政無線、広報車、携帯端末の緊急速報メール機能、ソーシャルメディア、ワンセグ放送等あらゆる広報手段を通じて、迅速かつ的確に行うよう努めるものとする。 (3) 特別警報以外の気象警報等発表時の対応 ア 各機関から通知を受けた気象警報・注意報等及び指示事項を速やかに周知徹底する。また放送等により気象状況を常に把握し、気象警報・注意報等の補填に努めるものとする。 イ 市において住民から災害発生のおそれのある異常現象の通報を受けた時は、その旨を速やかに関係機関に伝達するものとする。</p>

P 9 9	<p>2 住民の避難誘導対策</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>風水害により、住民の生命、身体に危険が生じるおそれのある場合には、必要に応じて、避難準備情報の伝達、避難勧告、避難指示を行うなど適切な避難誘導を実施し、災害の発生に備える。</p> <p>また、浸水想定区域内や土砂災害危険箇所及び土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設に対しては、迅速かつ適切な避難誘導に努める。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 風水害の発生のおそれがある場合には河川管理者、水防団等と連携を図りながら気象情報等に十分注意し、重要水防区域や土砂災害警戒区域等の警戒活動を行い、危険がある場合または危険が予想される場合は、住民に対して避難のための避難準備情報の伝達、避難勧告、避難指示を行い、避難誘導活動を実施するものとする。</p> <p>特に、避難行動要支援者については避難準備情報の伝達を行うなどの、避難支援計画に沿った避難支援を行う。</p> <p>当日及び前日までの降水量等の気象状況等から、災害発生の危険性があると判断した場合は、時間帯や利用者数等を総合的に判断し、要配慮者利用施設に対して連絡・通報を行うものとする。</p> <p>また、必要に応じて、自主防災組織・住民等の協力を得て避難誘導活動を実施する。</p> <p>イ 市は、災害が発生するおそれのある場合には、必要に応じ指定緊急避難場所又は指定避難所を開設し住民等に対して周知徹底を図る。また、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、必要がある場合は管理者の同意を得て避難場所とするものとする。</p> <p>3 災害の未然防止対策</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>各施設の管理者は、災害発生のおそれがある場合は、事前に適切な災害未然防止活動を行い、被害の発生の防止に努める。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>市は、水防計画に基づき、河川堤防等の巡視を行い、水防上危険であると思われる箇所について応急対策として水防活動を実施するものとする。</p> <p>河川管理者、農業用排水施設管理者、下水道管理者等は、洪水、豪雨の発生が予想される場合には、ダム、せき、水門、ポンプ等の適切な操作を行う。その操作に当たり、危害を防止するため必要があると認められるときは、あらかじめ、必要な事項を関係市町村及び警察署に通報するとともに住民に対して周知させるものとする。</p> <p>道路管理者は、降水量等に応じて、パトロール、事前規制等の必要な措置を実施するものとする。</p> <p>(以下、略)</p>	<p>2 住民の避難誘導対策</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>風水害により、住民の生命、身体に危険が生じるおそれのある場合には、必要に応じて、避難準備情報の伝達、避難勧告、避難指示を行うなど適切な避難誘導を実施し、災害の発生に備える。</p> <p>また、浸水想定区域内や土砂災害危険箇所及び土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設に対しては、迅速かつ適切な避難誘導に努める。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 風水害の発生のおそれがある場合には河川管理者、水防団等と連携を図りながら気象情報等に十分注意し、重要水防区域や土砂災害警戒区域等の警戒活動を行い、危険がある場合または危険が予想される場合は、住民に対して避難のための避難準備情報の伝達、避難勧告、避難指示を行い、避難誘導活動を実施するものとする。</p> <p>特に、避難行動要支援者については避難準備情報の伝達を行うなどの、避難支援計画に沿った避難支援を行う。</p> <p>当日及び前日までの降水量等の気象状況等から、災害発生の危険性があると判断した場合は、時間帯や利用者数等を総合的に判断し、要配慮者利用施設に対して連絡・通報を行うものとする。</p> <p>また、必要に応じて、自主防災組織・住民等の協力を得て避難誘導活動を実施する。</p> <p>イ 市は、災害が発生するおそれのある場合には、必要に応じ指定緊急避難場所又は指定避難所を開設し住民等に対して周知徹底を図る。また、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、必要がある場合は管理者の同意を得て避難場所とするものとする。</p> <p>3 災害の未然防止対策</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>各施設の管理者は、災害発生のおそれがある場合は、事前に適切な災害未然防止活動を行い、被害の発生の防止に努める。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>市は、水防計画に基づき、河川堤防等の巡視を行い、水防上危険であると思われる箇所について応急対策として水防活動を実施するものとする。</p> <p>河川管理者、農業用排水施設管理者、下水道管理者等は、洪水、豪雨の発生が予想される場合には、ダム、せき、水門、ポンプ等の適切な操作を行う。その操作に当たり、危害を防止するため必要があると認められるときは、あらかじめ、必要な事項を関係市町村及び警察署に通報するとともに住民に対して周知させるものとする。</p> <p>道路管理者は、降水量等に応じて、パトロール、事前規制等の必要な措置を実施するものとする。</p> <p>(以下、略)</p>
-------	--	--

頁	修 正 案	現 行
P 1 2 6	<p style="text-align: center;"><b>第3節 非常参集職員の活動</b> (全部局、全機関)</p> <p>第1 基本方針 各機関は、市域に災害が発生し又は発生するおそれがある場合は、災害応急対策を迅速かつ強力に推進するため、法令及び防災計画並びに当該機関の防災に関する計画の定めるところによってその活動体制に万全を期するものとする。 この場合において、それぞれの防災関係機関は、その組織及び機能のすべてをあげて災害応急対策活動に協力するものとする。</p> <p>第2 主な活動 災害発生のおそれがあるときまたは災害が発生したときは、職員による迅速な配備活動を行うとともに、災害の状況により災害対策本部の設置等を行う。</p> <p>第3 活動の内容 1 責務 市は、市域に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、第一次的に災害応急対策を実施する機関として、法令、県地域防災計画及び市地域防災計画の定めるところにより、他の市町村、県及び指定地方行政機関等並びに区域内の公共的団体及び住民等の協力を得て、その有する全機能を発揮して災害応急対策の実施に努めるものとする。</p> <p>2 組織、配備基準 市は、1の責務を遂行するため、あらかじめ災害に対処するための組織、配備体制及び職員の動員等について定めておき、直ちに災害応急対策を実施するものとする。この場合における上田市災害対策本部の設置基準、配備体制の種類等については、以下のように定めるものとする。</p>	<p style="text-align: center;"><b>第3節 非常参集職員の活動</b> (全部局、全機関)</p> <p>第1 基本方針 各機関は、市域に災害が発生し又は発生するおそれがある場合は、災害応急対策を迅速かつ強力に推進するため、法令及び防災計画並びに当該機関の防災に関する計画の定めるところによってその活動体制に万全を期するものとする。 この場合において、それぞれの防災関係機関は、その組織及び機能のすべてをあげて災害応急対策活動に協力するものとする。</p> <p>第2 主な活動 災害発生のおそれがあるときまたは災害が発生したときは、職員による迅速な配備活動を行うとともに、災害の状況により災害対策本部の設置等を行う。</p> <p>第3 活動の内容 1 責務 市は、市域に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、第一次的に災害応急対策を実施する機関として、法令、県地域防災計画及び市地域防災計画の定めるところにより、他の市町村、県及び指定地方行政機関等並びに区域内の公共的団体及び住民等の協力を得て、その有する全機能を発揮して災害応急対策の実施に努めるものとする。</p> <p>2 組織、配備基準 市は、1の責務を遂行するため、あらかじめ災害に対処するための組織、配備体制及び職員の動員等について定めておき、直ちに災害応急対策を実施するものとする。この場合における上田市災害対策本部の設置基準、配備体制の種類等については、以下のように定めるものとする。</p>

P 1 2 6	職員の配備区分と発令基準			職員の配備区分と発令基準		
	体制	配備職員	配備基準	体制	配備職員	配備基準
	警戒第1次体制	本庁及び丸子・真田・武石の各地域自治センターの地域振興課の職員並びに住民避難及び森林整備・土地改良・土木関係施設担当課の係長以上の職員のうちから所属長が指名する職員（前記の防災担当課以外の職員については、状況により自宅待機とする）。	(1) 市域で震度3又は4の地震が発生した場合。 (2) 気象庁が東海地域観測情報を発表した場合。 (3) 気象庁が浅間山に係る臨時火山情報を発表した場合。 (4) 気象庁が気象業務法に基づく警報を発表した場合。 注意報であっても災害の発生が予想される場合で、危機管理防災課長が必要と認めるとき。	警戒第1次体制	本庁及び丸子・真田・武石の各地域自治センターの地域振興課の職員並びに住民避難及び森林整備・土地改良・土木関係施設担当課の係長以上の職員のうちから所属長が指名する職員（前記の防災担当課以外の職員については、状況により自宅待機とする）。	(1) 市域で震度3又は4の地震が発生した場合。 (2) 気象庁が東海地域観測情報を発表した場合。 (3) 気象庁が浅間山に係る臨時火山情報を発表した場合。 (4) 気象庁が気象業務法に基づく警報を発表した場合。 注意報であっても災害の発生が予想される場合で、危機管理防災課長が必要と認めるとき。
	警戒第2次体制	係長以上の職員のうちから所属長が指名する職員（配備職員以外は自宅待機）	(1) 気象庁が東海地震注意情報を発表した場合。 (2) 気象庁が浅間山に係る緊急火山情報を発表した場合。 (3) 気象庁が気象業務法に基づく警報を発表し、かつ災害の発生が予想される場合で、市長が必要と認めるとき。 (4) 気象庁が気象業務法に基づく警報を発表し、かつ降雪の深さが市内平地において警報発表基準（12時間の降雪の深さ20cm）を超え、さらに降雪が見込まれるとき。 (5) 災害が発生した場合で、市長が必要と認めるとき。	警戒第2次体制	係長以上の職員のうちから所属長が指名する職員（配備職員以外は自宅待機）	(1) 気象庁が東海地震注意情報を発表した場合。 (2) 気象庁が浅間山に係る緊急火山情報を発表した場合。 (3) 気象庁が気象業務法に基づく警報を発表し、かつ災害の発生が予想される場合で、市長が必要と認めるとき。 (4) 災害が発生した場合で、市長が必要と認めるとき。
	緊急体制	係長以上の全職員及び所属長が指名する職員（配備職員以外は自宅待機） 原則として、自分の所属に参集する。自分の所属に参集できない場合は、最寄りの、本庁又は真田・武石地域自治センターに参集する（避難場所開設者、危機管理防災課、地域振興課の職員、部長を除く）。 震度5弱以上の地震が発生したときは、避難場所開設者は担当の避難場所に参集し、避難地として校庭等を開設する。	(1) 市域で震度5弱又は5強の地震が発生した場合。 (2) 東海地震に係る警戒宣言が発令された場合。（気象庁が東海地震予知情報を発表した場合。） (3) 気象庁が市域に係る気象に関する特別警報（大雨、暴風、暴風雪又は大雪）を発表した場合 (4) 長野地方気象台より大雨、暴風、暴風雪、大雪特別警報の発表に関する情報の事前提供があった場合 (5) 現に災害が起こっており、さらに相当規模の災害が予想される状況に至った場合で、市長が必要と認めるとき。	緊急体制	係長以上の全職員及び所属長が指名する職員（配備職員以外は自宅待機） 原則として、自分の所属に参集する。自分の所属に参集できない場合は、最寄りの、本庁又は真田・武石地域自治センターに参集する（避難場所開設者、危機管理防災課、地域振興課の職員、部長を除く）。 震度5弱以上の地震が発生したときは、避難場所開設者は担当の避難場所に参集し、避難地として校庭等を開設する。	(1) 市域で震度5弱又は5強の地震が発生した場合。 (2) 東海地震に係る警戒宣言が発令された場合。（気象庁が東海地震予知情報を発表した場合。） (3) 気象庁が市域に係る気象に関する特別警報（大雨、暴風、暴風雪又は大雪）を発表した場合 (4) 長野地方気象台より大雨、暴風、暴風雪、大雪特別警報の発表に関する情報の事前提供があった場合 (5) 現に災害が起こっており、さらに相当規模の災害が予想される状況に至った場合で、市長が必要と認めるとき。

(以下、略)

(以下、略)

頁	修正案	現行
P161	<p style="text-align: center;"><b>第11節 障害物の処理活動</b> (土木班)</p> <p>第1 基本方針 発災後は、直ちに復旧作業、救援活動を開始することから、これら活動を阻害する道路上の放置車両、被災車両及び倒壊物件等による交通障害を直ちに除去し、作業車両、救援車両の通行路を優先して確保しなければならない。</p> <p>障害となる物件の除去は、その所有者又は管理者が行うものであるが、先遣隊等を派遣して障害情報を早期に収集し、障害物除去に対処することが必要である。</p> <p>第2 主な活動</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 障害物の除去処理については、関係機関との連携のもと、原則として障害となる物件の所有者又は管理者が行う。</li> <li>2 除去障害物の集積、処分方法については、原則として除去障害物の所有者又は管理者が集積場所の事前選定と速やかな処分を行う。</li> </ol> <p>第3 活動の内容</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 障害物除去処理           <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 基本方針 障害となる物件の除去は、その所有者又は管理者が行うものであるが、復旧作業車両、救援車両の通行路を優先して確保するため、緊急輸送路上の放置車両、被災車両及び倒壊物件等の交通障害物を直ちに除去する。</li> <li>(2) 実施計画               <ol style="list-style-type: none"> <li>ア 障害物の除去作業は、周囲の状況等を考慮し、事後支障の起こらないよう配慮して行うものとする。</li> <li><u>イ 放置車両の移動等</u> (ア)市管理の道路上で放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、<u>緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う</u></li> <li>(イ)運転者がいない場合等においては、自ら車両の移動等を行う。</li> </ol> </li> <li><u>ウ 応援協力体制</u> (ア)市に所在する各機関等から応援、協力要請があったときは、必要に応じて適切な措置を講じるものとする。</li> <li>(イ)市のみでの実施が困難なときは、知事等に応援協力を要請するものとする。</li> </ol> </li> <li>2 除去障害物の集積、処分方法           <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 基本方針</li> </ol> </li> </ol>	<p style="text-align: center;"><b>第11節 障害物の処理活動</b> (土木班)</p> <p>第1 基本方針 発災後は、直ちに復旧作業、救援活動を開始することから、これら活動を阻害する道路上の放置車両、被災車両及び倒壊物件等による交通障害を直ちに除去し、作業車両、救援車両の通行路を優先して確保しなければならない。</p> <p>障害となる物件の除去は、その所有者又は管理者が行うものであるが、先遣隊等を派遣して障害情報を早期に収集し、障害物除去に対処することが必要である。</p> <p>第2 主な活動</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 障害物の除去処理については、関係機関との連携のもと、原則として障害となる物件の所有者又は管理者が行う。</li> <li>2 除去障害物の集積、処分方法については、原則として除去障害物の所有者又は管理者が集積場所の事前選定と速やかな処分を行う。</li> </ol> <p>第3 活動の内容</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 障害物除去処理           <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 基本方針 障害となる物件の除去は、その所有者又は管理者が行うものであるが、復旧作業車両、救援車両の通行路を優先して確保するため、緊急輸送路上の放置車両、被災車両及び倒壊物件等の交通障害物を直ちに除去する。</li> <li>(2) 実施計画               <ol style="list-style-type: none"> <li>ア 障害物の除去作業は、周囲の状況等を考慮し、事後支障の起こらないよう配慮して行うものとする。</li> </ol> </li> </ol> </li> <li>イ 応援協力体制 (ア)市に所在する各機関等から応援、協力要請があったときは、必要に応じて適切な措置を講じるものとする。</li> <li>(イ)市のみでの実施が困難なときは、知事等に応援協力を要請するものとする。</li> </ol> <li>2 除去障害物の集積、処分方法           <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 基本方針</li> </ol> </li>



頁	修正案	現行
P204	<p style="text-align: center;"><b>第28節 災害広報活動</b> (広報渉外班)</p> <p>第1 基本方針 誤った情報等による社会的混乱を防止し、市民の不安の解消を図るとともに、被災地や隣接地域の住民等、被災者、滞在者(以下この節において「住民等」という。)の適切な判断と行動を支援し、その安全を確保するために、正確かつわかりやすい情報の速やかな提供及び住民等からの問い合わせ、要望、意見等に的確かつ迅速な対応を行う。 なお、活動に際しては、高齢者、障がい者、外国籍市民、外国人旅行者等の要配慮者に対して、十分配慮するよう努める。</p> <p>第2 主な活動 1 住民等への的確な情報の伝達を行うために広報活動を行う。 2 住民等からの問い合わせ等に対する的確、迅速な対応を行うため、窓口を設置する。</p> <p>第3 活動の内容 1 住民等への的確な情報の伝達 (1)基本方針 市、県、放送事業者及び関係機関が相互に緊密な連絡を取り、災害の状況に関する情報や生活関連情報等住民等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を、可能な限り多くの媒体を活用し、<u>住民等の立場に立って的確に</u>提供するものとする。 また、災害発生時には情報の混乱等も予想され、的確な情報の伝達、効果的な応急活動の実施のためには、報道や取材についての報道機関の協力も必要である。 (2)実施計画 ア 広報活動 市は、県、関係機関と緊密な連絡を取り、相互に協力しながら、広報資料の収集に努めるとともに、住民に対し、防災行政無線をはじめ、新聞、テレビ、ラジオ、市ホームページ、ツイッターなどのソーシャルメディア、臨時災害放送局、掲示板、コミュニティー放送、有線放送、有線テレビ放送、広報誌等<u>可能な限り多くの媒体を活用して</u>情報を多角的に発信し、災害の規模に応じ次の情報を提供するものとする。 (ア)災害の状況に関する情報・応急対策に関する情報 <u>(イ)冷静な行動の呼びかけ、とるべき措置に関する情報</u></p>	<p style="text-align: center;"><b>第28節 災害広報活動</b> (広報渉外班)</p> <p>第1 基本方針 誤った情報等による社会的混乱を防止し、市民の不安の解消を図るとともに、被災地や隣接地域の住民の適切な判断と行動を支援し、その安全を確保するために、正確かつわかりやすい情報の速やかな提供及び住民等からの問い合わせ、要望、意見等に的確かつ迅速な対応を行う。 なお、活動に際しては、高齢者、障がい者、外国籍市民、外国人旅行者等の要配慮者に対して、十分配慮するよう努める。</p> <p>第2 主な活動 1 住民等への的確な情報の伝達を行うために広報活動を行う。 2 住民等からの問い合わせ等に対する的確、迅速な対応を行うため、窓口を設置する。</p> <p>第3 活動の内容 1 住民等への的確な情報の伝達 (1)基本方針 市、県、放送事業者及び関係機関が相互に緊密な連絡を取り、災害の状況に関する情報や生活関連情報等被災者に役立つ正確かつきめ細やかな情報を、可能な限り多くの媒体を活用し<u>適切に</u>提供するものとする。 また、災害発生時には情報の混乱等も予想され、的確な情報の伝達、効果的な応急活動の実施のためには、報道や取材についての報道機関の協力も必要である。 (2)実施計画 ア 広報活動 市は、県、関係機関と緊密な連絡を取り、相互に協力しながら、広報資料の収集に努めるとともに、住民に対し、防災行政無線をはじめ、新聞、テレビ、ラジオ、市ホームページ、ツイッターなどのソーシャルメディア、臨時災害放送局、掲示板、コミュニティー放送、有線放送、有線テレビ放送、広報誌等を活用して情報を多角的に発信し、災害の規模に応じ次の情報を提供するものとする。 (ア)災害の状況に関する情報・応急対策に関する情報</p>

頁	修正案	現行
P 2 0 4	<p>(ウ)二次災害の防止に関する情報  (エ)避難場所・経路・方法等に関する情報  (オ)医療機関等の生活関連情報  (カ)ライフラインや交通施設等公共施設等の復旧情報  (キ)交通規制、交通機関の運行等の状況に関する情報  (ク)それぞれの機関が講じている施策に関する情報  (ケ)安否情報  (コ)その他必要と認められる情報</p> <p>報道機関への発表は、上田市役所本庁舎6階大会議室にて行う。</p> <p>イ 市以外からの情報の伝達  自治会、自主防災組織、消防団、消防署は、住民に対し直接的な声掛けにより個々に伝達する。</p>	<p>(イ)二次災害の防止に関する情報  (ウ)避難場所・経路・方法等に関する情報  (エ)医療機関等の生活関連情報  (オ)ライフラインや交通施設等公共施設等の復旧情報  (カ)交通規制等の状況に関する情報  (キ)それぞれの機関が講じている施策に関する情報  (ク)安否情報  (ケ)その他必要と認められる情報</p> <p>報道機関への発表は、上田市役所本庁舎6階大会議室にて行う。</p> <p>イ 市以外からの情報の伝達  自治会、自主防災組織、消防団、消防署は、住民に対し直接的な声掛けにより個々に伝達する。</p>
P 2 0 5	<p>2 住民等からの問い合わせ等に対する的確、迅速な対応</p> <p>(1)基本方針  市、県及び関係機関が相互に緊密な連携を図り、住民等からの問い合わせ、要望、意見等に的確かつ迅速な対応を行う。  また、効果的に住民等からの問い合わせ等に対応することは、災害応急活動の円滑な実施を行う上でも重要である。</p> <p>(2)実施計画  効果的に住民等からの問い合わせ等に対応することは、災害応急活動の円滑な実施を行う上でも重要である。  市は、必要に応じ、専用電話・ファクシミリ、相談職員の配置など実情に合わせて相談窓口を設置するものとする。</p> <p>ア 設置場所  避難場所ごとに相談窓口を設置するとともに、全体を統括する相談所を市民会館に開設し、千曲川右岸と左岸が途絶した場合には、塩田公民館にも開設する。</p> <p>イ 相談所の対応  災害対策本部職員及び警察官、ボランティア等が対応にあたるものとし、相談所に掲示板を設置するとともに、臨時専用電話・ファクシミリを開設して問い合わせに対応するものとする。また、市ホームページ、メール配信等を活用し情報を発信する。</p> <p>ウ 安否情報に関する報道機関への対応は、救護対策班長があたるものとする。</p> <p>エ 相談カードへの記入  聴取した被災者等の苦情・要望・照会等について相談カードに記入する。</p>	<p>2 住民等からの問い合わせ等に対する的確、迅速な対応</p> <p>(1)基本方針  市、県及び関係機関が相互に緊密な連携を図り、住民等からの問い合わせ、要望、意見等に的確かつ迅速な対応を行う。  また、効果的に住民等からの問い合わせ等に対応することは、災害応急活動の円滑な実施を行う上でも重要である。</p> <p>(2)実施計画  効果的に住民等からの問い合わせ等に対応することは、災害応急活動の円滑な実施を行う上でも重要である。  市は、必要に応じ、専用電話・ファクシミリ、相談職員の配置など実情に合わせて相談窓口を設置するものとする。</p> <p>ア 設置場所  避難場所ごとに相談窓口を設置するとともに、全体を統括する相談所を市民会館に開設し、千曲川右岸と左岸が途絶した場合には、塩田公民館にも開設する。</p> <p>イ 相談所の対応  災害対策本部職員及び警察官、ボランティア等が対応にあたるものとし、相談所に掲示板を設置するとともに、臨時専用電話・ファクシミリを開設して問い合わせに対応するものとする。また、市ホームページ、メール配信等を活用し情報を発信する。</p> <p>ウ 安否情報に関する報道機関への対応は、救護対策班長があたるものとする。</p> <p>エ 相談カードへの記入  聴取した被災者等の苦情・要望・照会等について相談カードに記入する。</p>

頁	修正案	現 行
P 2 0 6	<p style="text-align: center;"><b>第29節 土砂災害等応急活動</b> (農政班、土木班、土地改良班)</p> <p>第1 基本方針 風水害により土砂災害等が発生した場合、再度の災害及び規模の拡大に備え、的確な避難、応急工事等がスムーズにできるよう現場での早急かつ適切な判断を行う。</p> <p>第2 主な活動 被災状況、土砂災害等の規模を早急に調査し、崩壊、地すべり、土石流等現象ごとに今後考えられる状況、情報を提供し応急工事を進める。</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 大規模土砂災害対策</p> <p>(1) 基本方針 大規模な土砂災害が急迫している状況において、市が適切に住民の避難指示の判断等を行えるよう被害の想定される区域・時期の情報を提供する。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 警戒避難情報を住民に提供し、<u>適時適切に避難勧告、避難指示等の処置を講じるものとする。</u></p> <p>イ <u>必要に応じて国の緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)の出動を要請するものとする。</u></p> <p>ウ <u>住民は、警戒避難情報に注意を払い、避難勧告、避難指示が出された場合これに迅速に従うものとする。</u></p> <p>2 地すべり等応急対策</p> <p>(1) 基本方針 監視体制を整え、規模、活動状況を把握し、警戒避難情報を提供するとともに被害を最小限に留めるために応急工事を実施する。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 警戒避難情報を住民に提供し、<u>適時適切に避難勧告、避難指示等の処置を講じるものとする。</u></p> <p>イ 地すべり被害拡大を防止するための排土・雨水浸透防止等の応急処置及び監視を行うものとする。</p> <p>ウ <u>必要に応じて国の緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)の出動を要請するものとする。</u></p> <p>エ <u>災害の危険性が高まり、避難指示又は避難勧告の対象地域、発令及び解除の判断時期等について必要があると認められる場合は、県や指定行政機関、指定地方行政機関に速やかに助言を求めるものとする。</u></p>	<p style="text-align: center;"><b>第29節 土砂災害等応急活動</b> (農政班、土木班、土地改良班)</p> <p>第1 基本方針 風水害により土砂災害等が発生した場合、再度の災害及び規模の拡大に備え、的確な避難、応急工事等がスムーズにできるよう現場での早急かつ適切な判断を行う。</p> <p>第2 主な活動 被災状況、土砂災害等の規模を早急に調査し、崩壊、地すべり、土石流等現象ごとに今後考えられる状況、情報を提供し応急工事を進める。</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 大規模土砂災害対策</p> <p>(1) 基本方針 大規模な土砂災害が急迫している状況において、市が適切に住民の避難指示の判断等を行えるよう被害の想定される区域・時期の情報を提供する。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 警戒避難情報を住民に提供し、<u>必要に応じて避難勧告、避難指示等の処置を講じるものとする。</u></p> <p>2 地すべり等応急対策</p> <p>(1) 基本方針 監視体制を整え、規模、活動状況を把握し、警戒避難情報を提供するとともに被害を最小限に留めるために応急工事を実施する。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 警戒避難情報を住民に提供し、<u>必要に応じて避難勧告、避難指示等の処置を講じるものとする。</u></p> <p>イ 地すべり被害拡大を防止するための排土・雨水浸透防止等の応急処置及び監視を行うものとする。</p>

P 2 0 6	<p><u>オ 住民は、警戒避難情報に注意を払い、避難勧告、避難指示が出された場合これに迅速に従うものとする。</u></p> <p>3 土石流対策</p> <p>(1) 基本方針 監視体制を整え、被災状況、不安定土砂の状況を把握し、警戒避難情報を提供するとともに被害を最小限に留めるために応急工事を実施する。</p> <p>(2) 実施計画 ア <u>適時適切に避難勧告等の措置を講じるものとする。</u> イ <u>必要に応じて国の緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の出動を要請するものとする。</u> ウ <u>災害の危険性が高まり、避難指示又は避難勧告の対象地域、発令及び解除の判断時期等について必要があると認められる場合は、県や指定行政機関、指定地方行政機関に速やかに助言を求めるものとする。</u> エ <u>住民は、警戒避難情報に注意を払い、避難勧告、避難指示が出された場合これに迅速に従うものとする。</u></p>	<p>3 土石流対策</p> <p>(1) 基本方針 監視体制を整え、被災状況、不安定土砂の状況を把握し、警戒避難情報を提供するとともに被害を最小限に留めるために応急工事を実施する。</p> <p>(2) 実施計画 <u>必要に応じて避難勧告等の措置を講じるものとする。</u></p>
P 2 0 7	<p>4 がけ崩れ応急対策</p> <p>(1) 基本方針 監視体制を整え、規模、崩壊状況を把握し、警戒避難情報を提供するとともに被害を最小限に留めるために応急工事を実施する。</p> <p>(2) 実施計画 ア 警戒避難情報を住民に提供し、<u>適時適切に避難勧告、避難指示等の処置を講じるものとする。</u> イ 崩壊被害の拡大を防止するための雨水浸透防止等の応急処置及び監視を行うものとする。 ウ <u>必要に応じて国の緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の出動を要請するものとする。</u> エ <u>災害の危険性が高まり、避難指示又は避難勧告の対象地域、発令及び解除の判断時期等について必要があると認められる場合は、県や指定行政機関、指定地方行政機関に速やかに助言を求めるものとする。</u> オ <u>住民は、警戒避難情報に注意を払い、避難勧告、避難指示が出された場合これに迅速に従うものとする。</u></p>	<p>4 がけ崩れ応急対策</p> <p>(1) 基本方針 監視体制を整え、規模、崩壊状況を把握し、警戒避難情報を提供するとともに被害を最小限に留めるために応急工事を実施する。</p> <p>(2) 実施計画 ア 警戒避難情報を住民に提供し、<u>必要に応じて避難勧告、避難指示等の処置を講じるものとする。</u> イ 崩壊被害の拡大を防止するための雨水浸透防止等の応急処置及び監視を行うものとする。</p>